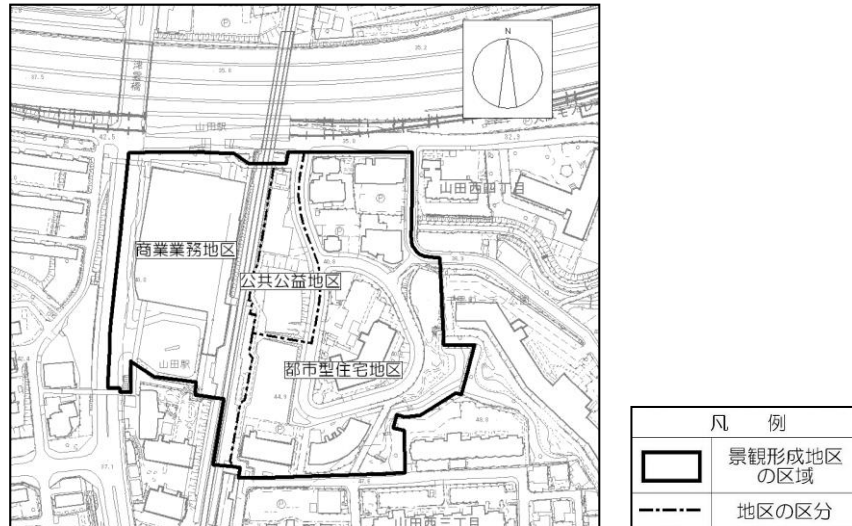


別表3 重点地区関係

1. 景観形成地区

(1) 山田駅周辺地区

ア. 位置・・・吹田市山田西3丁目、4丁目及び津雲台5丁目地内 図1のとおり
 イ. 区域・・・下図のとおり



ウ. 面積・・・約 4.6ha

エ. 経過・・・1.吹田市都市景観要綱(平成9年吹田市告示第80号。以下「旧要綱」という。)に基づき平成14年7月1日に指定、告示。
 2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成14年7月9日に制定、告示。
 3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成21年4月1日施行。
 4.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ. 基本目標・・・1. 公共施設空間

- (1) まちの顔となるような質の高い空間整備をめざす。
 - (2) 本地区に住む人・訪れる人が、快適で、安全・安心して集い、利用できる空間づくりをめざす。
 - (3) 「暮らしの場」、「賑わいの場」、「潤いと憩いの場」の演出に努め、市民に愛される空間づくりをめざす。
2. 建物敷地空間および公共施設空間に準じる空間(注)
- (1) まちの顔となるような質の高い空間整備をめざす。
 - (2) 周辺環境と調和する緑化に配慮した景観づくりをめざす。
 - (3) 地域の特性を活かした個性のある景観づくりをめざす。
 - (4) 人と環境にやさしい、良好なまちなみづくりをめざす。
- (注：公共性の高い通路など)

カ. 基本方針・・・1. 人と環境にやさしいまちなみの創出

2. 地域のみどりを活かした市北部の玄関口にふさわしい個性あふれるまちなみの創出
3. 地域にとけこむ新しいまちなみの創出
4. 潤いとゆとり、活気と賑わいのある、安全で快適な公共空間の創出
5. 地域住民の景観に対する意識の向上

キ. 基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)公共公益地区・都市型住宅地区(東側地区)

a. 建築物

1.全体計画	周辺と調和したデザインとする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 無彩色(有彩色の場合は、明度 3.0 以下、彩度 6.0 以下)を基本とする。 (2) 光沢のないものを使用するよう努める。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) アクセントカラー以外の色彩は、Y、YR 系を基本とし、Y 系は彩度 2.0 以下、YR 系は彩度 3.0 以下とする。その他の色相は彩度 2.0 以下とする。各色相とも明度 7.0 以上とする。 (2) 設備類等は隠蔽するよう配慮する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
4.屋上工作物等 ・ 附帯設備	(1) 共同住宅の場合はバルコニーの物干し、設備類が外部から見えないように工夫する。 (2) 受水槽、電気室等の附帯施設は、建物内部に設置する。屋外に設置する場合は植栽等により、外部から見えない工夫を施す。
5.敷際	(1) 道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、緑化等を利用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。 (2) 門扉・塀は、生垣など開放的なものとする。やむを得ずフェンス等とする場合は高さを 1.2m 以下とし、透視性のあるものとする。
6.駐車場	(1) 車の出入り口は原則 1 か所とし、駐車形態はいわゆる“串刺し”状態(道路から直接駐車する形態)は行わない。 (2) 駐車区画の舗装仕上げは質感のある素材などで工夫する。 (3) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、通りから直接見えないように工夫し、機械部分の塗装は光沢のないものとする。
7.駐輪場	駐輪場は建物内部に設置する。やむをえず外部へ設置する場合は、設置場所及びデザインに充分考慮する。
8.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、位置を考慮し、建物と一体的なデザインを施す。
9.植栽	(1) 前面道路側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。 (2) 自然景観の創出等めりはりのある植栽計画を行う。 (3) 擁壁周辺には緑化(植栽)を行う。
10.住宅低層部の 商業施設等	夜間の景観に配慮するため、ショーウィンドーなどは透過性のあるガラスなどを使用し、閉店時はパイプシャッターなどを活用するなど閉鎖性を軽減し、連続性を持たせるとともに、不要な光を外部に発散させないなど工夫し、また、省資源化に努める。

b. 工作物

擁壁	(1) 仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減にも配慮する。
----	--

c. 共通事項

<p>(1) 劣化しにくい材料を使用し、褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。</p> <p>(2) 安易な自動販売機の設置は行わない。必要に応じて設置する場合は、建物デザインに配慮した位置、デザイン、仕様とする。</p> <p>(3) 建設工事に着手するまでは、周辺に配慮した適切な管理を行う。</p> <p>(4) 工事中は、安全確保に努めると共に道路を通行する人々に楽しさ、親しみのある仮囲いを施す。</p>
--

d. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(2) 壁面広告物は集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の1/20以下、かつ、表示面積の合計10㎡以下、建物の前面側1か所とする。</p> <p>(3) 壁面広告物に代えて地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし高さ7m以下、かつ、表示面積の合計5㎡以下、1敷地に1か所を基本とし、敷地内に設置する。</p> <p>(4) 広告物の地色は低彩度色を使用し、蛍光色やネオン管は使用しない。また、点滅広告は掲出しない。</p> <p>(5) シーズン毎などに掲出する<small>のぼり</small>幟、懸垂幕の掲出は行わない。(ただし、当初サイン計画にあるバナー等は除く。)</p>

(イ) 商業業務地区・駅舎・バスターミナル(西側地区)

a. 建築物

1. 全体計画	周辺と調和したデザインとする。
2. 屋根の形態 意匠及び素材	(1) 無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。 (2) 光沢のないものを使用する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3. 外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周辺と調和したデザインとし、分節化等により圧迫感を軽減する。設備類等は隠蔽するよう工夫する。 (2) アクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
4. 敷際	道路・バスターミナルと一体となる素材を用いて、質感のある仕上げ、緑化を行い、にぎわい・ひろがり演出する。
5. ごみ置場	店舗・事務所等のごみ置き場は、建物内に設置し、清掃等維持管理に努める。

6.植栽	(1) 前面道路側への積極的な緑化計画を行う。 (2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。
7.建築物(商業施設)の低層部	(1) ショーウィンドーなどの外壁側は、透過性のあるガラスなどを使用し、潤いやにぎわいのある空間づくりに努める。 (2) 夜間の景観に配慮するため、閉店時はパイプシャッターなどを活用し閉鎖性を軽減するとともに、不要な光を外部に発散させないなど工夫し、また、省資源化に努める。

b.工作物

1.擁壁	(1) 仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減にも配慮する。
2.デッキ等	周辺と調和したデザインとし、アクセントカラー以外の色彩は建物、周辺環境と調和する色彩を用いる。

c.共通事項

(1) 劣化しにくい材料を使用し、褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。 (2) 安易な自動販売機の設置は行わない。必要に応じて設置する場合は、建物デザインに配慮した位置、デザイン、仕様とする。

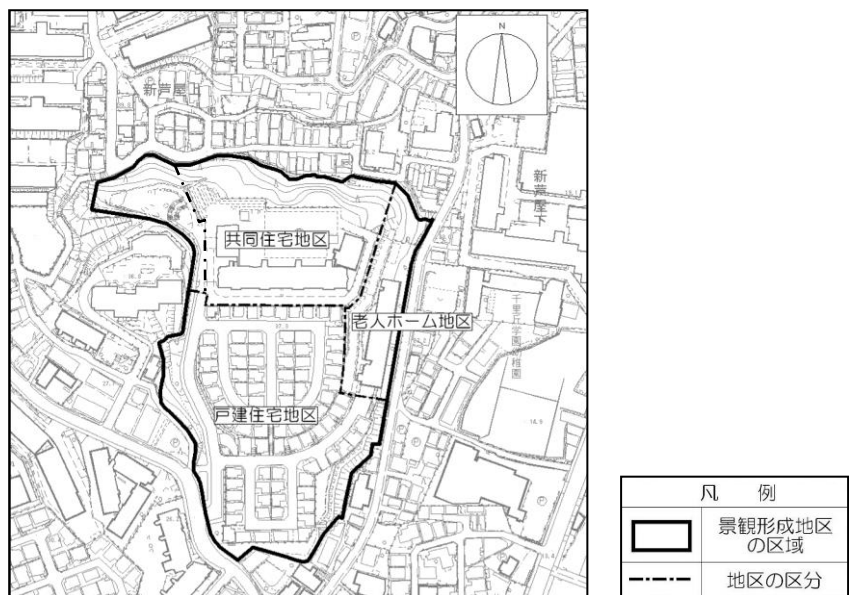
d.屋外広告物

1.商業施設	(1) 広告物は壁面広告物(懸垂広告物を含む)、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。 (2) 壁面広告は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、西側道路側、バスターミナル側は取付壁面の1/20以下、また、線路側(阪急電車、大阪モノレール)は、各壁面につき40㎡以下とする。ただし、集約して掲出してもよい。 (3) 広告幕(懸垂幕、横断幕)の掲出は、バスターミナル側のみとする。 (4) 地上設置型広告物を設置する場合は、集合化した自家用のみとし、建物と一体感を持たせたものとする。高さ10m以下、かつ、表示面積の合計20㎡以下とし、敷地内1か所を基本とする。 (5) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告は隠蔽型とし、点滅広告は設置しない。
2.駅舎	(1) 広告物は壁面広告物のみとし、地上設置型広告物、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告幕、広告旗等の掲出は行わない。 (2) 壁面広告は、集合化して掲出する。大きさは、取付壁面の1/20以下とする。
3.バスターミナル	総合案内、乗り場・行き先案内とする。また、公共的通路(東西連絡地下通路、2階連絡通路)についても同様とし、掲出方法に十分配慮する。
4.その他	(1) 誘導サイン(駐車場・駐輪場・駅案内等)は、一体的なデザインとする。 (2) 広告物の地色は低彩度色を使用し、建物や周辺環境と調和する色彩とする。原色・蛍光色はアクセントとしてのみ使用するよう努める。

(2)新芦屋上地区

ア.位置・・・吹田市新芦屋上地内 図1のとおり

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約4.0ha

- エ.経過・・・
- 1.旧要綱に基づき平成17年8月2日に指定、告示。
 - 2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成17年8月9日に制定、告示。
 - 3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成21年4月1日施行。
 - 4.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・地形特性を活かした斜面緑地の面影を残し、みどりと建物が調和し、落ち着いたまちなみを維持・向上させ、市民の景観意識の高揚をめざします。

- カ.基本方針・・・
- 1.地域のみどりを活かした潤いとゆとりのある人に優しいまちなみの創出
 - 2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出
 - 3.地域住民の景観に対する意識の向上

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)戸建住宅地区

a.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ol style="list-style-type: none"> (1) 屋根は勾配屋根とする。 (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面より、軒先は200mm以上、けらばは100mm以上突き出すことを基本とする。 (3) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系明度5.0以下、彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 (4) 質感、素材感のある素材とする。

3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、無彩色、若しくは YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 4.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。</p> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p>
4.敷地	<p>(1) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。やむを得ず、かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣または透視可能な高さ 1.2 m までの構造とする。</p> <p>(2) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。</p> <p>(3) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>

b. 工作物

擁壁	できる限り植栽で覆い、仕様や色味は植栽を活かすものとする。
----	-------------------------------

c. 屋外広告物

<p>(1) 自己の敷地内で処理し自家用のもの、表示面積の合計は 1㎡以下とする。ただし、管理棟は除く。</p> <p>(2) 地色は低彩度のものとする。</p>

(イ) 共同住宅地区

a. 建築物

1.形態意匠及び 素材	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度 6.0 以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 3.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。</p> <p>(4) 質感、素材感のある素材とする。</p>
2.駐車場・駐輪場	主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。
3.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。

b. 共通事項

- (1) 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。
- (2) 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

c. 屋外広告物

- (1) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、表示面積の合計は 10 m²以下とする。
- (2) 周辺環境や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。

(ウ)老人ホーム地区

a. 建築物

1.形態意匠及び素材	<ol style="list-style-type: none">(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。(2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。(3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度 6.0 以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 4.0 以下、その他の色相は 2.0 以下とする。(4) 質感、素材感のある素材とする。
2.駐車場・駐輪場	主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。
3.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。

b. 共通事項

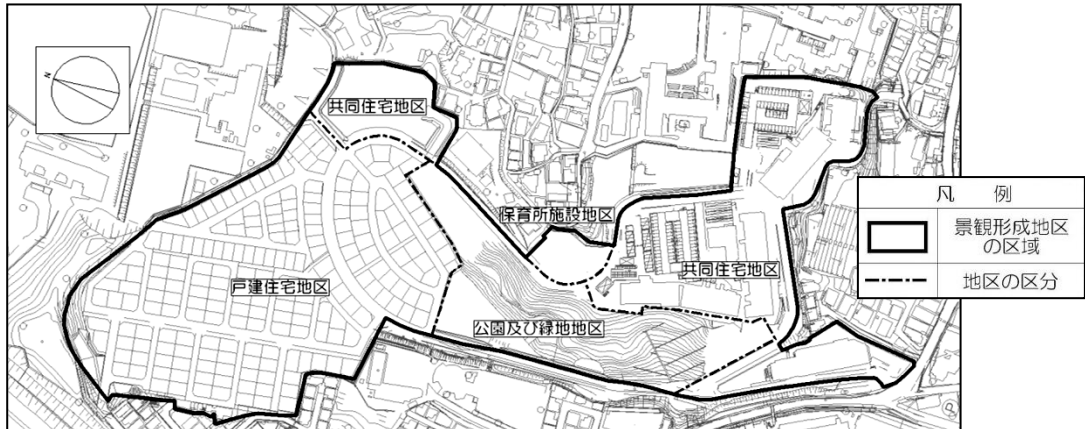
- (1) 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。
- (2) 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

c. 屋外広告物

- (1) 自家用のもので壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。また、表示面積の合計は 10 m²以下とする。
- (2) 周辺や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。

(3)長野東地区(1)

ア.位置・・・吹田市長野東、千里丘西地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約8.8ha

- エ.経過・・・
- 1.旧要綱に基づき平成20年1月16日に指定、告示。
 - 2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成20年1月18日に制定、告示。
 - 3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成21年4月1日施行。
 - 4.平成22年3月15日一部変更、告示し、平成22年4月1日施行。
 - 5.平成22年12月15日一部変更し、平成22年12月17日告示、施行。
 - 6.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

- オ.基本方針・・・
- 1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
 - 2.落ち着いた、潤いのあるまちなみの創出
 - 3.地域住民の景観に対する意識の向上

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)戸建住宅地区

a.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)は明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系の色相は明度5.0以下彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 質感、素材感のある素材とする。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (4) 質感、素材感のある素材とする。

4.敷際	<p>(1) 壁面後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な高さ 1.2 mまでの構造とする。</p> <p>(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。</p> <p>(4) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>
------	---

b. 共通事項

<p>(1) 道路に面する部分は閉鎖的な空間とならないよう工夫する。</p> <p>(2) 道路からの視線を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。</p>
--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(イ) 共同住宅地区

a. 建築物

1.形態意匠及び素材	<p>(1) できる限り中高木が植えられるよう前面道路の境界線から建築物を後退する。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、バルコニー、開口部、スリット等を工夫し、変化をもたせるなどの配慮をする。</p> <p>(3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、明度 6.0 以上 9.0 以下とする。YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度 3.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。ただし、自然素材は除く。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>
2.敷際	<p>(1) 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。</p> <p>(2) みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p>
3.駐車場・駐輪場	<p>駐車場・駐輪場は、主の建築物と一体化する、デザインを合わせるなどの配慮をする。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮し、殺伐とした空間とならないよう配慮する。</p>
4.ごみ置場	<p>ごみ置場は、主の建築物と一体化する。別に設ける場合は、公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。</p>

b. 屋外広告物

- (1) 広告物は自家用のみとする。
- (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
- (3) 表示面積の合計は 10 m²以下とする。
- (4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。
- (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(ウ)公園及び緑地地区

a. 工作物

- (1) 周辺環境と調和した意匠とする。
- (2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、周辺環境と調和した色とし、明度 8.5 以下、YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下若しくは無彩色(白～灰～黒)とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
- (3) かき又はさくの色相は、周辺環境と調和した色とし、明度 6.0 以下、無彩色若しくは YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
- (4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

b. 共通事項

- (1) 緑地は、在来種を活かした植生を考慮し、周辺からの視認にも配慮する。
- (2) 公園は、緑地と調和し、四季を演出する植栽計画とする。

c. 屋外広告物

- (1) 広告物の高さは、1.5m以下とする。
- (2) 広告物の支柱の色彩は、無彩色(白～灰～黒)若しくは YR(黄赤)、Y(黄)系の色相は彩度 2 以下、その他の色相は彩度 1 以下とする。ただし、素材色はこの限りではない。
- (3) 表示面積は 1 基あたり 0.8 m²までとする。

(工)保育所施設地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。						
2.形態意匠及び 素材	(1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 (2) 設備類は見えにくい位置に配置する。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="539 674 1342 768"><tr><td>色 相</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td>全色相</td><td>6.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr></table> (5) 質感、素材感のある素材とする。	色 相	明 度	彩 度	全色相	6.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度					
全色相	6.0 以上 8.5 以下	3.0 未満					
3.敷際	(1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) フェンスの色彩は黒又は茶系とする。						
4.駐車場・駐輪場	駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場	主の建物等とデザインを合わせるなどの配慮をする。						

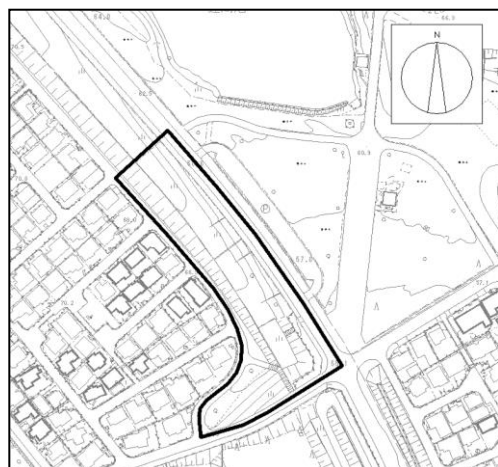
b. 屋外広告物

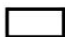
(1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 取り付け位置は地盤面より8m以下とする。 (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--

(4)戸建・低層住宅地区(青山台4丁目(1))

ア.位置・・・吹田市青山台4丁目地内 図1のとおり

イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出をはかる。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="528 1375 1353 1563"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> (4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以下	6.0以下	その他の色相	3.0以下	3.0以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以下	6.0以下											
その他の色相	3.0以下	3.0以下											

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 369 1358 510"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 7.0 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 7.0 以下	3.0 未満								
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場はできる限り機械式駐車とせず、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>									

b.工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p>
-------------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(5)公共・公益施設地区(藤白台4丁目(1))

ア.位置・・・吹田市藤白台4丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約1.1ha

エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。 (3) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。						
2.形態意匠及び素材	(1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 (2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="539 1518 1337 1615"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全色相</td> <td>5.0以上 8.5未満</td> <td>3.0未満</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	全色相	5.0以上 8.5未満	3.0未満
色相	明度	彩度					
全色相	5.0以上 8.5未満	3.0未満					
3.敷際	(1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) やむを得ずフェンス等を設置する場合は黒又は茶系の色彩とする。						
4.駐車場・駐輪場	公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場	公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。						

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や壁面緑化に努める。 (3) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。
-------	---

c. 開発行為

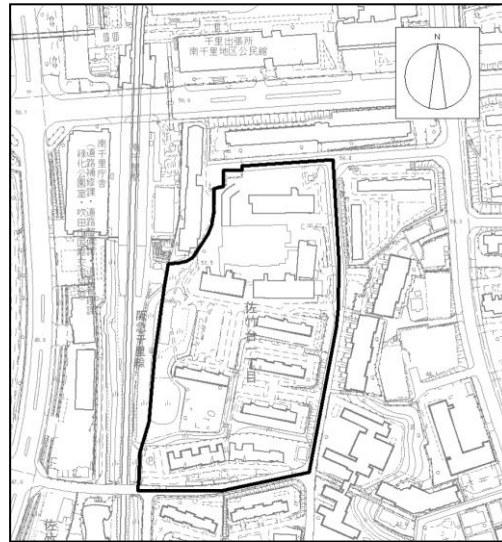
1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した計画とする。 (2) 出入口の配置は、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 表示面積の合計は 10 m ² 以下とする。 (4) 広告物の取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--

(6)中高層住宅地区(佐竹台1丁目(1))

ア.位置・・・吹田市佐竹台1丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約2.9ha

エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
------------	--

	<p>(9) 敷地内の歩行者通路や階段等に、照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、景観に配慮した、施設のサイン計画とする。</p>												
2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="541 461 1339 602"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	3.0 以下	—	有彩色	3.0 以下	3.0 以下			
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	3.0 以下	—											
有彩色	3.0 以下	3.0 以下											
3.形態意匠及び 素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="518 965 1361 1151"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.0 以下	3.0 未満	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.0 以下	3.0 未満											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界より極力後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げは質感のある素材などで工夫する。</p> <p>(4) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	--

c. 開発行為

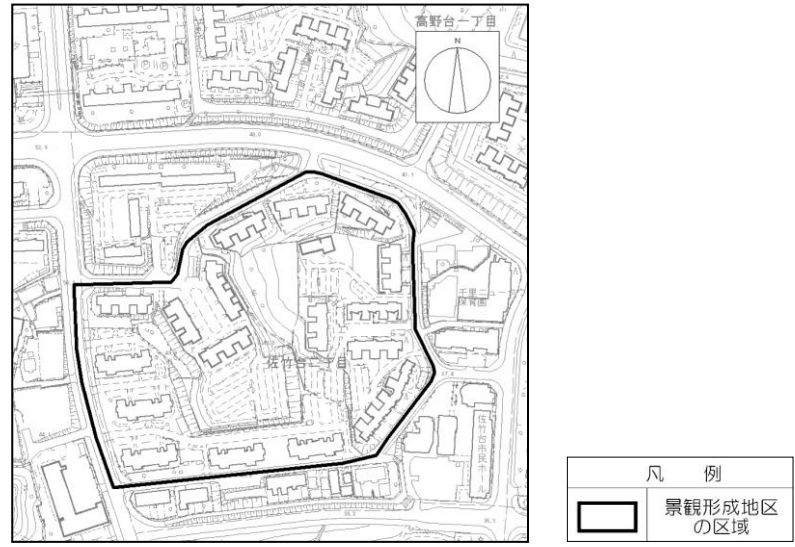
1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(7)中高層住宅地区(佐竹台2丁目(1))

ア.位置・・・吹田市佐竹台2丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約4.7ha
 エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。
 カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。
 キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p>
-------------------	---

	<p>(9) 敷地内の歩行者通路や階段等に、照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、景観に配慮した、施設のサイン計画とする。</p>									
2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 465 1361 611"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	3.0 以下	—	有彩色	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	3.0 以下	—								
有彩色	3.0 以下	3.0 以下								
3.形態意匠及び 素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(5) 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>									
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>									
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界より極力後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>									
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>									

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
------	--

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	--

c. 開発行為

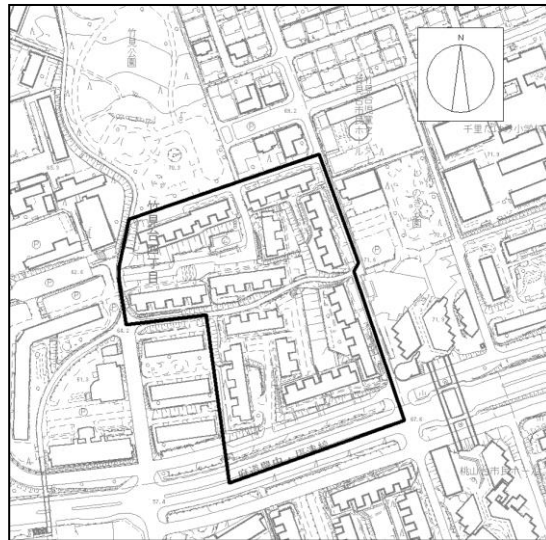
1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(8)中高層住宅地区(竹見台4丁目(1))

ア.位置・・・吹田市竹見台4丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約2.9ha

エ.経過・・・1.平成22年8月23日指定、告示し、平成22年9月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
------------	--

	<p>(9) 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。</p>															
2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="533 463 1347 609"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	3.0以下	—	有彩色	3.0以下	3.0以下						
色相	明度	彩度														
無彩色	3.0以下	—														
有彩色	3.0以下	3.0以下														
3.形態意匠及び 素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="533 972 1347 1232"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R(黄赤)</td> <td>8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・Y(黄)</td> <td>8.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.5以下	—	Y R(黄赤)	8.0以下	4.0以下	R(赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度														
無彩色	8.5以下	—														
Y R(黄赤)	8.0以下	4.0以下														
R(赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満														
その他の色相	7.0以下	2.0以下														
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 照明灯の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															

6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとす。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	---

c. 開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

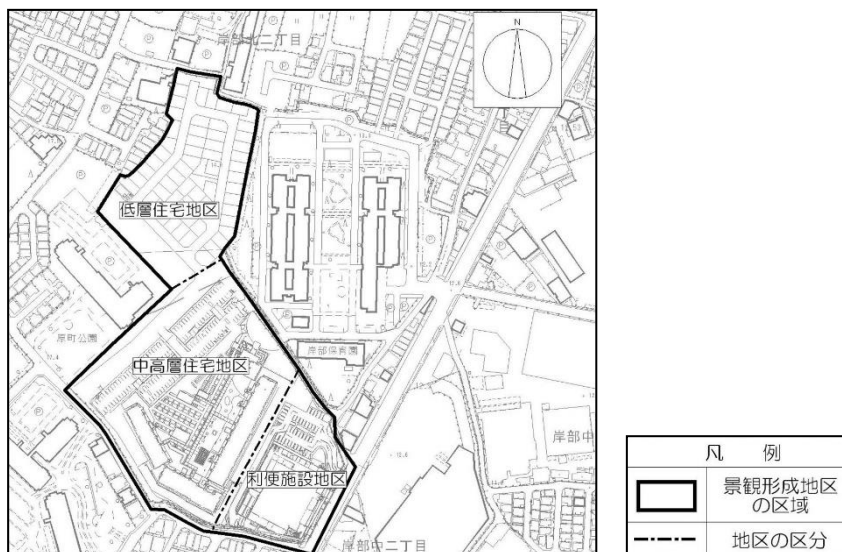
d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(9)原町4丁目・岸部北2丁目地区

ア.位置・・・吹田市原町4丁目、岸部北2丁目地内 図1のとおり

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約3.5ha

エ.経過・・・1.平成22年8月23日指定、告示し、平成22年9月1日施行。
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.ゆとりや潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.生垣や並木、屋根などの連続性や統一性をまもり、はぐくむ。
3.活気とにぎわいのある幹線道路沿いの景観をつくり、はぐくむ。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)利便施設地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。 (2) 光沢のないものを使用する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 質感、素材感のある素材の使用に努める。
4.敷際	(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。 (2) フェンス等を設置する場合は、植栽に配慮した色彩を基本とする。
5.駐車場・駐輪場	機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。
6.ごみ置場・付帯施設	(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。 (2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 工作物

1. 広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
------------	-----------------------------

(イ) 中高層住宅地区

a. 建築物

1. 全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺地域との調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る、空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は、開放的な空間となるよう計画する。</p>												
2. 屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 833 1359 981"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	3.0 以下	—	有彩色	3.0 以下	3.0 以下			
色相	明度	彩度											
無彩色	3.0 以下	—											
有彩色	3.0 以下	3.0 以下											
3. 外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 1339 1359 1532"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色相	明度	彩度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、色は黒又は茶系とする。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

5.駐車場及び 駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6.ごみ置場・付帯 施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 植栽等により公共空間から見えにくい工夫をする。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 開発行為

1.緑化	周辺の環境と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	敷地の連続性や路面素材について配慮する。

c. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(ウ)低層住宅地区

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="529 1458 1347 1648"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> (4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色	3.0 以下	3.0 以下											

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 369 1345 555"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色彩</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満	その他の色彩	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 未満											
その他の色彩	7.0 以下	2.0 以下											
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。</p> <p>(4) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>												

b. 工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</p>
-------------	--


c. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 取付け位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>

(10) 中高層住宅地区(青山台2丁目(1))

ア.位置・・・吹田市青山台2丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約2.0ha

エ.経過・・・1.平成23年7月22日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
------------	--

	<p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。</p>												
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="534 510 1348 656"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	3.0 以下	—	有彩色	3.0 以下	3.0 以下			
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	3.0 以下	—											
有彩色	3.0 以下	3.0 以下											
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="534 1019 1374 1211"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0 以下	3.0 未満	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0 以下	3.0 未満											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げは、質感のある素材などで工夫する。</p>												

6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	---

c. 開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(11) 中高層住宅地区(藤白台3丁目(1))

ア.位置・・・吹田市藤白台3丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
[Thick black outline box]	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約5.4ha

エ.経 過・・・1.平成23年7月22日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 (8) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。
------------	---

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="528 327 1350 472"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	3.0以下	—	有彩色	3.0以下	3.0以下			
色相	明度	彩度											
無彩色	3.0以下	—											
有彩色	3.0以下	3.0以下											
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 837 1355 1037"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	4.0以下	その他の色相	7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	8.5以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	4.0以下											
その他の色相	7.0以下	2.0以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7.植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>												

b. 工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
------	--

c. 開発行為

1.緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

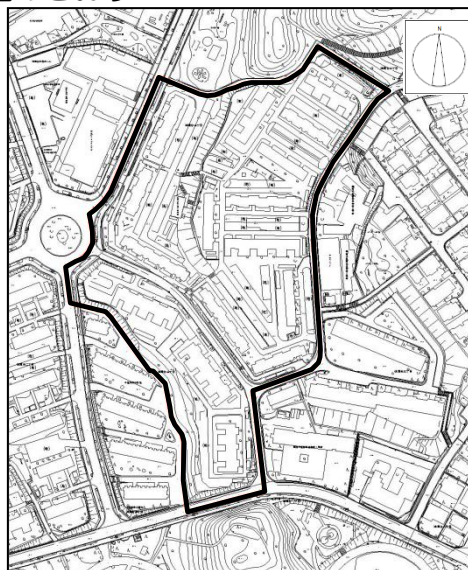
d. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(12) 中高層住宅地区(津雲台 3 丁目(1))

ア.位置・・・吹田市津雲台 1 丁目、津雲台 2 丁目及び津雲台 3 丁目地内
図 1 のとおり

イ.区 域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面 積・・・約 4.1 h a

エ.経 過・・・1.平成 25 年 3 月 1 日指定、告示し、同日施行。
2.令和 2 年 4 月 1 日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表 1・別表 2 の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画・配置 等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>
----------------	--

2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>													
3.形態意匠及び 素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。</p> <table border="1" data-bbox="491 689 1348 929"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">8. 5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>4. 0以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3. 0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 5以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	—	Y R (黄赤)・Y (黄)	4. 0以下	R (赤)	3. 0未満	その他の色相	7. 5以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度												
無彩色	8. 5以下	—												
Y R (黄赤)・Y (黄)		4. 0以下												
R (赤)		3. 0未満												
その他の色相	7. 5以下	2. 0以下												
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>													
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p>													
6.ごみ置場・付帯 施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>													
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>													

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
-------	--

c. 開発行為

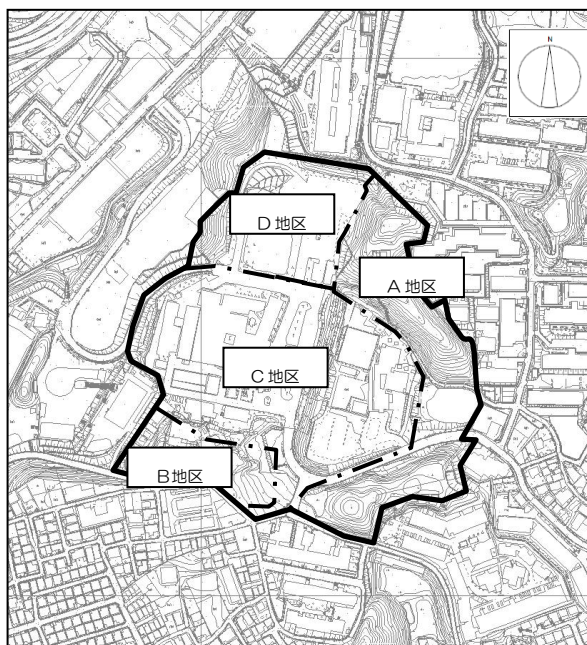
1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。


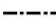
d. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(13)千里丘北地区

ア.位置・・・吹田市千里丘北及び千里丘中地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域
	地区の区分

- ウ.面積・・・約 12.2ha
 エ.経過・・・1.平成25年3月1日指定、告示し、同日施行。
 2.平成30年11月29日一部変更、告示し、同日施行。
 3.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本目標・・・丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。
 カ.基本方針・・・1.緑をまもり、つくり、はぐくむ。
 2.なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。
 キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A地区

a.工作物

- (1) 周辺環境と調和した意匠・形態とする。
 (2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色彩、注意喚起のための色彩及び歴史的・文化的な工作物の色彩は、この限りでない。

色 相	明 度	彩 度
無彩色	8.5以下	—
YR (黄赤)		3.0以下

- (3) かき又はさくの色は、黒又は茶系を基本とする。
 (4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

(イ)B 地区

a. 建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(4) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>											
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>											
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。</p> <table border="1" data-bbox="497 1099 1359 1294"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8. 5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>3. 0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 0以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	3. 0未満	その他の色相	7. 0以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度										
無彩色	8. 5以下	—										
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)		3. 0未満										
その他の色相	7. 0以下	2. 0以下										
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) フェンス等を設ける場合は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩とする。</p>											
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p>											
<p>6.ごみ置場・付帯施設等</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p> <p>(3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。</p>											

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>
------	--

b. 工作物

1. 擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や壁面緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
-------	--

c. 開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	<p>(1) 周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。</p>

(ウ)C 地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。</p> <p>(7) 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやさしさや安心感を高めるよう工夫する。</p> <p>(9) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。</p>
------------	--

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>											
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。</p> <table border="1" data-bbox="507 734 1353 929"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 大壁面は単調な色づかいを避け、緑や空などと調和するよう工夫する。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度										
無彩色	8.5以下	—										
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		3.0未満										
その他の色相	7.0以下	2.0以下										
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>											
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>											
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p> <p>(3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。</p>											

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
------	--

b. 工作物

1. 擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
-------	--

c. 開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	<p>(1) なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>

(工)D 地区

a. 建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。</p> <p>(7) 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。</p> <p>(9) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。</p>											
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>											
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、住宅、店舗・事務所等の建築用途にかかわらず、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。</p> <table border="1" data-bbox="502 1697 1359 1899"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8. 5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>3. 0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 0以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 大壁面は単調な色づかいを避け、緑や空などと調和するよう工夫する。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	—	R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	3. 0以下	その他の色相	7. 0以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度										
無彩色	8. 5以下	—										
R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)		3. 0以下										
その他の色相	7. 0以下	2. 0以下										

4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</p> <p>(3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	--

c. 開発行為

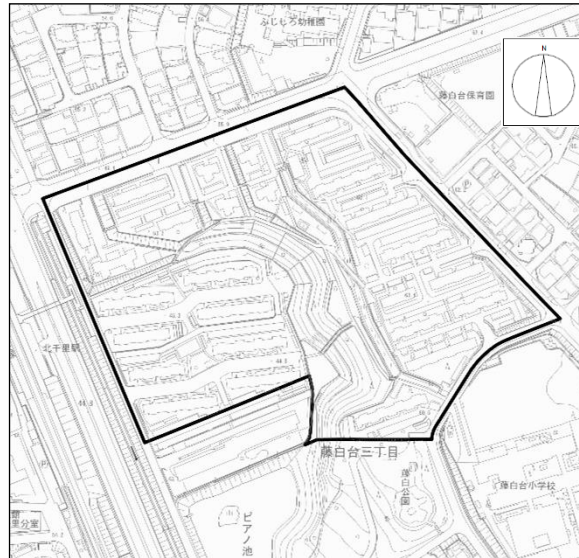
1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。</p>

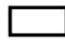
d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物を基本とする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(14) 中高層住宅地区(藤白台3丁目(2))

ア.位置・・・吹田市藤白台3丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

- ウ.面積・・・約6.8ha
 エ.経過・・・1.平成26年1月16日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。
 カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。
 キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
------------	--

	<p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす</p>												
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 869 1353 1070"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0 以下	3.0 以下	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0 以下	3.0 以下											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>
------	--

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	---

c. 開発行為

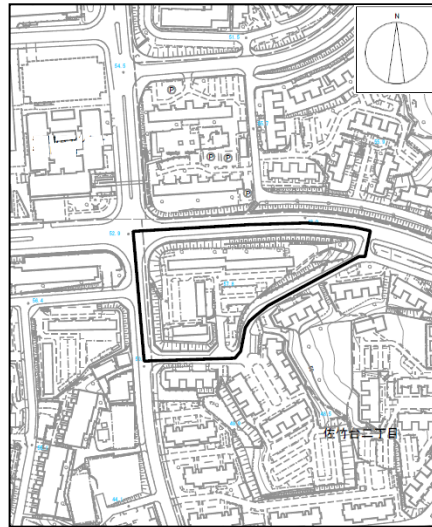
1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(15) 中高層住宅地区(佐竹台2丁目(2))

ア.位置・・・吹田市佐竹台2丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約 1.5ha

エ.経過・・・1.平成26年12月5日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 佐竹台2丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。 (3) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減するため、敷地境界線から後退した計画とする。 (4) 道路に面する部分はできる限り緑化し、快適な空間を形成する計画とする。 (5) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (6) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (7) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
------------	---

	<p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす</p>												
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 単調な大壁面による圧迫感が生じないよう、外壁面の意匠や分節化等の工夫をする。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="518 869 1345 1070"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	8.0以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満											
その他の色相	7.0以下	2.0以下											
4.敷際	<p>(1) 道路際は地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、その前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>
------	---

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺景観と調和した仕上げや高さなど、見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	--

c. 開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できる限り残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

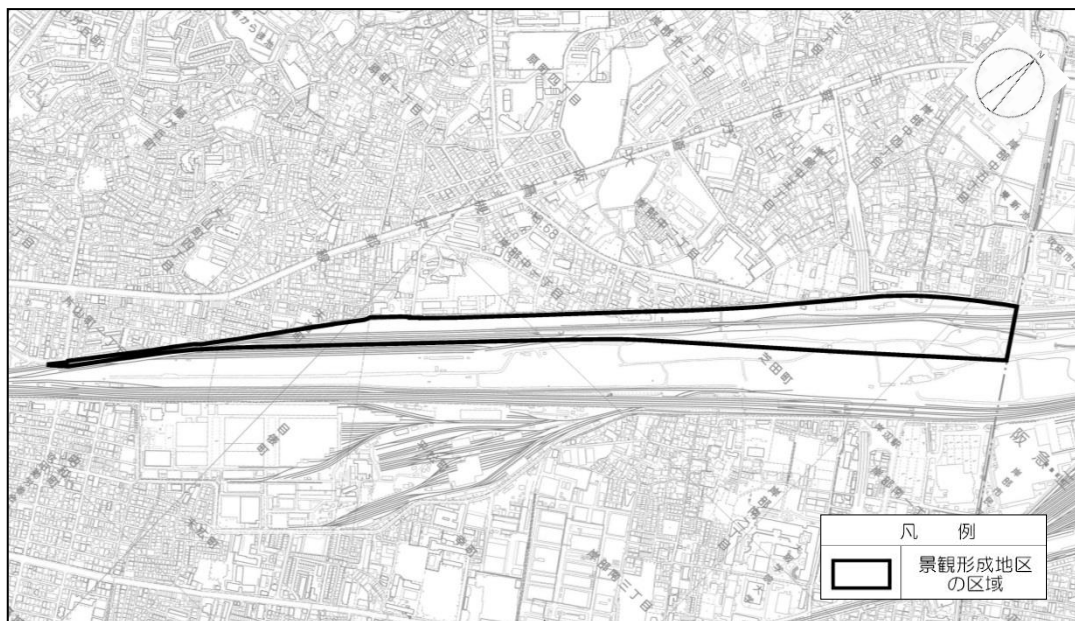
d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(16) 北大阪健康医療都市地区

ア.位置・・・吹田市岸部新町、天道町及び片山町一丁目地内 図1のとおり

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約 14.8ha

エ.経過・・・1.平成28年 9月30日指定、告示し、同日施行。
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・医療クラスター形成などの健康・医療のまちづくりとも呼応しながら、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」にふさわしい景観づくりを目指す。

カ.基本方針・・・1.周辺地域に配慮し、調和のとれた建物デザインやテーマ性を持たせた景観の形成を目指す。
2.地域の新たな緑の拠点となる緑豊かな空間を創出するため、公共空間と各ゾーンを結び、緑でつながるまちを目指す。
3.交通の要衝としての歩みや歴史をまちづくりのデザイン等に活かし、まちの記憶を継承するとともに地域への愛着を誘発する、記憶でつながるまちを目指す。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成を図り、また周辺景観に配慮し、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路沿いの歩行者空間は、健康づくりなどにも資する緑豊かなものとし、連続性に配慮する。</p> <p>(4) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。</p>
-------------------	---

	(5) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。
2.形態意匠及び素材	(1) 鉄道や幹線道路からの景観に配慮し、建築物の裏側を感じさせないデザインとする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、外壁面の意匠や分節化等を工夫する。 (3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。 (5) 自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.敷際	(1) 道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。 (2) 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (4) フェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 (5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
4.駐車場・駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。
5.ごみ置場・付帯施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。 (3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
6.植栽	樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に配慮した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
2.デッキ等	(1) 周辺に配慮したデザインとし、色彩は建物、周辺環境に配慮する色彩を用いる。 (2) 屋根は、圧迫感のないデザインとなるように工夫する。

c. 開発行為

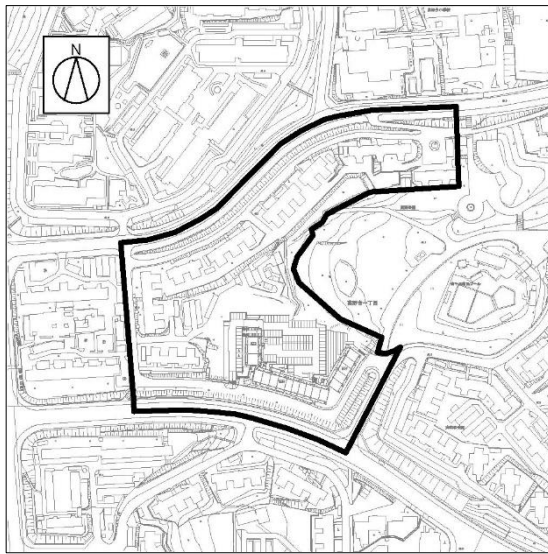
1.緑化	周辺の景観に配慮し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 周辺の景観に配慮した造成計画とする。 (2) まちかど広場等、交流が図れる潤いある開放的な空間の創出を図る。

d. 屋外広告物

(1) 広告物は壁面広告物、地上設置型広告物を基本とし、屋上広告物は設置しない。
(2) 壁面広告は、集合化に努め、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の1/20以下とする。
(3) 地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし、集合化に努め、建物と一体感を持たせたものとする。高さは、10m以下とする。
(4) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告は隠蔽型とし、点滅広告は設置しない。
(5) 広告は、建物や周辺環境に配慮する色彩とする。
(6) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものは、(2)及び(3)は適用しない。

(17)中高層住宅地区(高野台1丁目(1))

ア.位置・・・吹田市高野台1丁目地内
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約3.8ha

エ.経過・・・1.平成29年3月1日指定、告示し、同日施行
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 (9) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。
------------	--

2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び 素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="472 658 1347 922"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	8.0以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	3.0未満											
その他の色相	7.0以下	2.0以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>												

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
-------	--

c. 開発行為

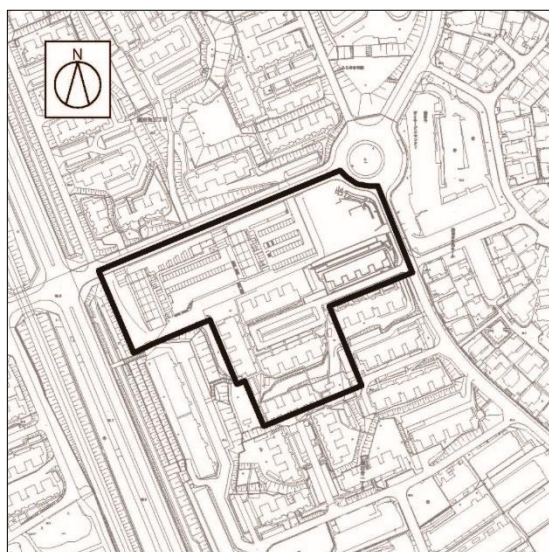
1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(18)中高層住宅地区(藤白台1丁目(1))

ア.位置・・・吹田市藤白台1丁目地内
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約2.6ha

エ.経過・・・1.平成29年3月1日指定、告示し、同日施行
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 (9) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。
------------	--

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="421 658 1353 920"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	8.0 以下	4.0 以下	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	8.0 以下	4.0 以下											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>												

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
-------	--

c. 開発行為

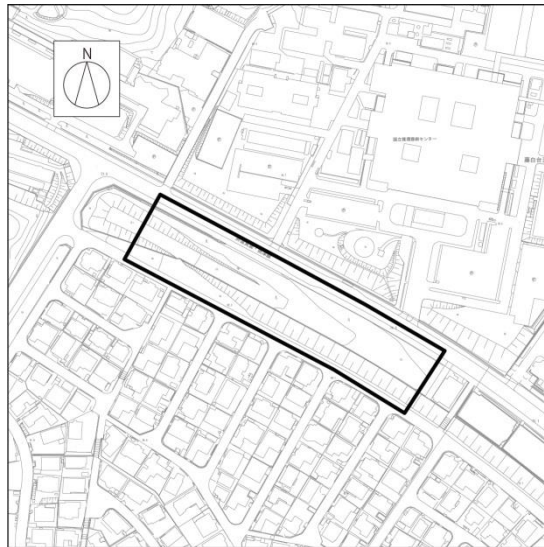
1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(19)戸建・低層住宅地区(青山台3丁目(1))

ア.位置・・・吹田市青山台3丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経過・・・1.平成29年3月1日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出をはかる。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="528 1467 1366 1657"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色相	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下											
	(4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。												

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="531 432 1350 573"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	5.0以上 8.5以下	—								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満								
<p>4.敷地</p>	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>									

b.工作物

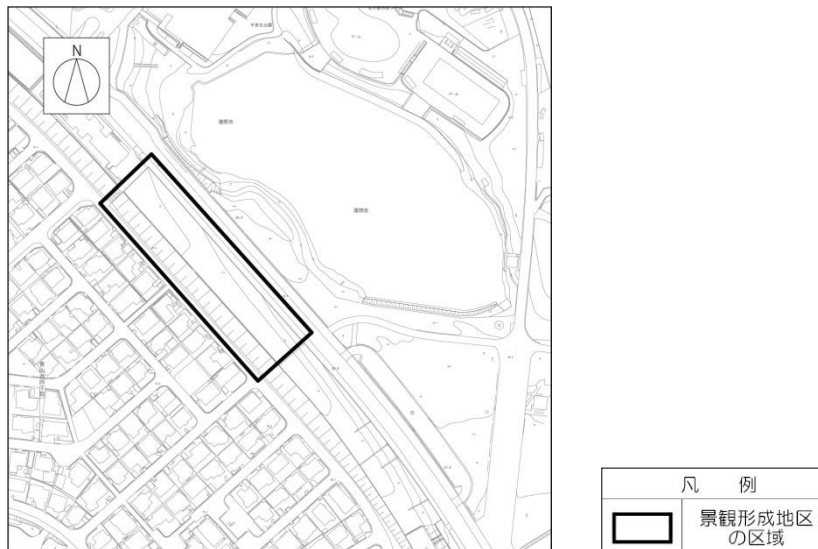
<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p>
-------------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(20)戸建・低層住宅地区(青山台4丁目(2))

ア.位置・・・吹田市青山台4丁目地内 図1のとおり
 イ.区 域・・・下図のとおり



- ウ.面 積・・・約0.8ha
 エ.経 過・・・1.平成29年3月1日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。
 カ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出をはかる。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="539 1514 1345 1704"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> (4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色相	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下											

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="539 421 1342 562"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満								
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>									

b.工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p>
-------------	--

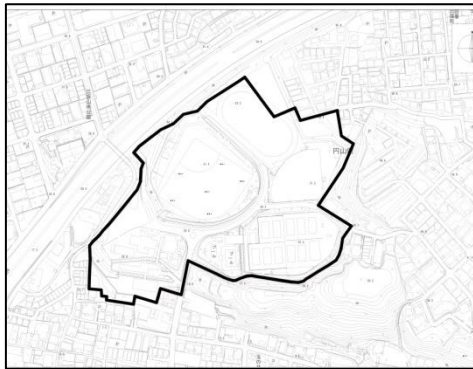
c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(21) 円山町地区

ア.位置・・・吹田市円山町地内 図1のとおり

イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約7.9ha

エ.経過・・・1.平成30年11月29日指定、告示し、同日施行。

2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.落ち着きや安らぎのある、潤い豊かで良好な住宅地景観をはぐくむ。

2.緑豊かな風格のある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のない素材を使用する。												
3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="528 1541 1345 1729"> <tr><th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> <tr><td>無彩色</td><td>8.5 以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.5 以下</td><td>3.0 以下</td></tr> <tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr> </table> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 以下	その他の色相	7.0 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.5 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5 以下	3.0 以下											
その他の色相	7.0 以下	3.0 未満											

4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。</p> <p>(4) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p> <p>(6) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
5.植栽	<p>(1) 道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</p>

b. 工作物

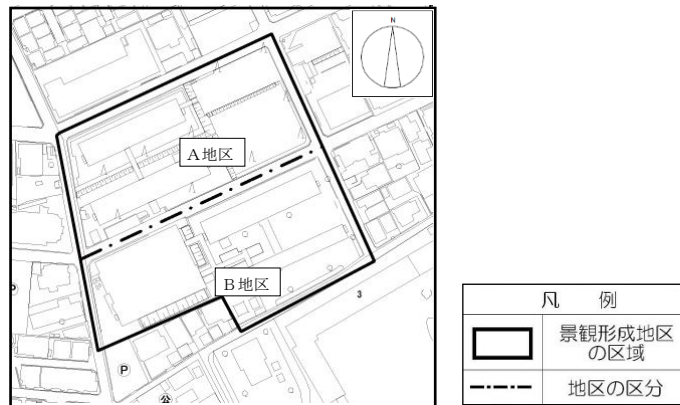
1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</p>
------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(2)長野東地区(2)

- ア.位置・・・吹田市長野東地内
- イ.区 域・・・下図のとおり



- ウ.面 積・・・約 1.2h a
- エ.経 過・・・1.令和元年12月10日指定、告示し、同日施行
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
- オ.基本目標・・・1.丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。
- カ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
2.なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。
3.地域住民の景観に対する意識の向上
4.「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」を活用し、緑をまもり、つくり、そだてるとともに、なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、そだてる。
- キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (3) 交流の図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設ける。 (5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のないものを使用する。

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげ、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="534 416 1347 667"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	Y R (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—														
Y R (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下														
R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。</p> <p>(2) アプローチが交流の空間にもなるように、歩道と連続性や一体感ある仕上げにし、休憩施設を設けるなどの工夫をする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															
<p>6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備</p>	<p>(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>															

b. 工作物

<p>1.広告塔・広告板</p>	<p>周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p>
------------------	------------------------------------

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(2) 壁面広告は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。</p> <p>(3) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>
--

(イ)B地区
a. 建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(6) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p> <p>(7) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>															
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>															
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 1171 1353 1417"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上8.0以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上8.0以下	4.0以下	R(赤)	5.0以上8.0以下	2.0以下	その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度														
無彩色	5.0以上8.0以下	—														
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上8.0以下	4.0以下														
R(赤)	5.0以上8.0以下	2.0以下														
その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下														
4.敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色を黒又は茶系を基本とし緑を活かす</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊にするものとする。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															

6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備	<p>(1) 建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくいよう生垣を配置するなどの配慮を行う。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>
-------------------------	---

b. 工作物

1. 広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
------------	-----------------------------

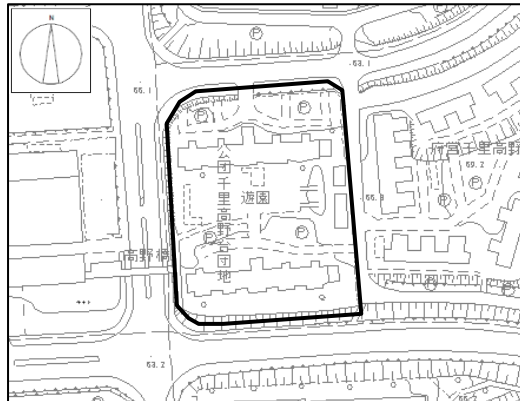
c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(3) 表示面積の合計は 30 m²以下とする。</p> <p>(4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(23) 中高層住宅地区(高野台1丁目(2))

ア.位置・・・吹田市高野台1丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約1ha

エ.経過・・・1.令和元年12月10日指定、告示し、同日施行
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 佐竹台2丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分に配慮する。</p> <p>(3) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(4) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(5) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(6) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(7) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。</p>
------------	--

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="456 689 1369 954"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.0 以下	3.0 未満	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.0 以下	3.0 未満											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>
------	--

b.工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	---

c.開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d. 屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>

(24) 戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））

ア.位置・・・吹田市古江台6丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

- ウ.面積・・・約3.0ha
 エ.経過・・・令和2年4月1日指定、告示し、同日施行。
 オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。
 3.潤いのある空間の創出をはかり、良好な景観の形成に努める。
 カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 質感、素材感のある素材とする。 (4) 光沢のない素材を使用する。												
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="529 1675 1404 1888" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> (4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (5) 質感、素材感のある素材とする。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											

4.敷際	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>
5.植栽	<p>(1) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</p>
------	--

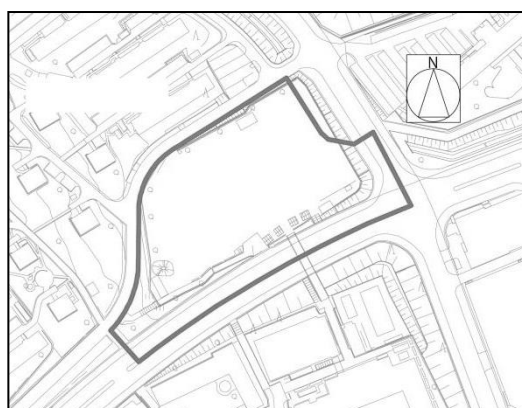
c.屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(25) 中高層住宅地区(青山台 1 丁目(1))

ア.位 置・・・吹田市青山台 1 丁目地内

イ.区 域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面 積・・・約 1.1ha

エ.経 過・・・令和 2 年 4 月 1 日指定、告示し、同日施行

- オ.基本目標・・・
- 1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 - 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 - 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 - 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

- カ.基本方針・・・
- 1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 - 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 - 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 - 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表 1・別表 2 の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 周辺の斜面緑地や樹木との連続性等を考慮した緑化計画とする。</p> <p>(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう配慮する。</p> <p>(6) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(7) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(8) 隣接する交差点や大通り（三色彩道等）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。</p>
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>

<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="491 506 1385 770"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	5.0以上 8.5以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下											
<p>4.敷地</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
<p>6.ごみ置場・付帯施設等</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
<p>7.植栽</p>	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、周辺の緑との連続性にも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
------	--

c.開発行為

1.緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

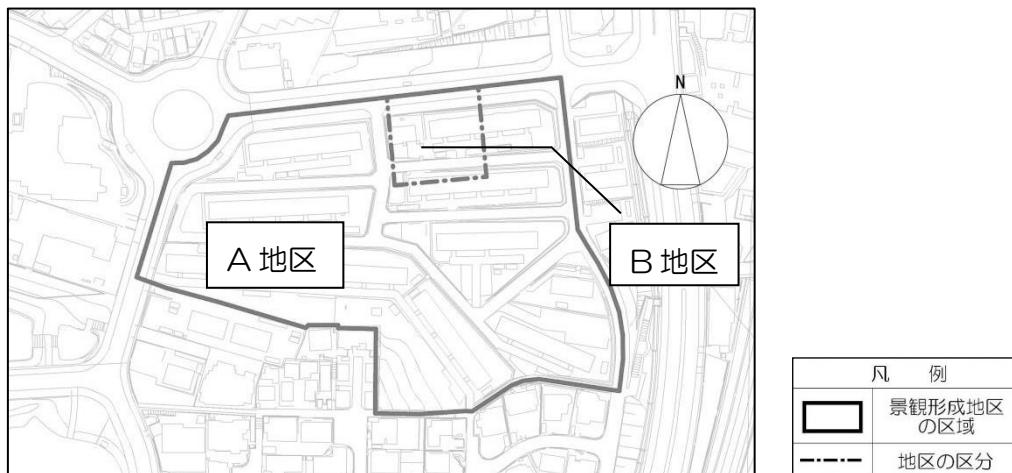
d.屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--

(26) 複合住宅地区(津雲台5丁目(1))

ア.位置・・・吹田市津雲台5丁目地内

イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約2.7ha

エ.経 過・・・令和2年4月1日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。ただし、一部基準を除く。

(ア) A地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 (10) 中遠景及び交差点からの見え方に配慮した全体計画とする。
------------	---

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="491 622 1385 878"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	4.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	5.0以上 8.5以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.5以下	4.0以下											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下											
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際に擁壁を設置する場合は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
2. 広告塔（サインポール）	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c. 開発行為

1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物及び地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。 (3) 周辺環境や建築物と調和し、統一したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 壁面広告物について、設置する高さは地盤面から10m以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

(イ) B地区

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(10) 中遠景からの見え方に配慮した全体計画とする。</p>						
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>						
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着いた中にも賑わいのあるまちなみを形成する色、配色とし、下記の表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1160 1385 1451"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1160 932 1196">建築物規模</th> <th data-bbox="938 1160 1385 1196">色彩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1205 932 1303">建築物の高さが10mを超える、または、建築面積が300㎡を超える規模</td> <td data-bbox="938 1205 1385 1303">Y,YR, R 以外の色相については、明度5.0以上7.0以下とし、彩度2以下とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1312 932 1451">上記以外の建築物</td> <td data-bbox="938 1312 1385 1451">別表2によらず、明度は4.0以上8.5以下とし、有彩色については彩度3未満とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	建築物規模	色彩	建築物の高さが10mを超える、または、建築面積が300㎡を超える規模	Y,YR, R 以外の色相については、明度5.0以上7.0以下とし、彩度2以下とする。	上記以外の建築物	別表2によらず、明度は4.0以上8.5以下とし、有彩色については彩度3未満とする。
建築物規模	色彩						
建築物の高さが10mを超える、または、建築面積が300㎡を超える規模	Y,YR, R 以外の色相については、明度5.0以上7.0以下とし、彩度2以下とする。						
上記以外の建築物	別表2によらず、明度は4.0以上8.5以下とし、有彩色については彩度3未満とする。						
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>						
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>						

6.ごみ置場・付帯施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7.植栽	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。 (5) 緑の保全、維持管理に努める。

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際に擁壁を設置する場合は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
2.広告塔（サインポール）	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c.開発行為

1.緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

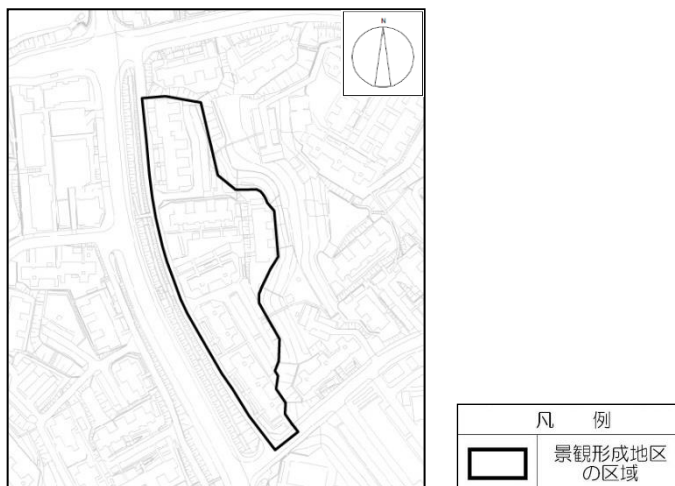
d.屋外広告物

(1) 広告物は、壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等（バナーを除く。）の掲出は行わない。
(2) 壁面広告物については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び他の広告物と一体感・統一感を持たせたデザイン、素材とする。 ・色彩については低彩度とする。 ・設置する高さは地盤面から10m以下とする。
(3) 地上設置型広告物（広告塔に限る）については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・九十九坂の景観に配慮し道路から3m以上控えて設置する。 ・建物と一体感をもたせたデザインとし、色彩については低彩度とする。 ・高さについては5m以下とし、敷地内1か所のみとする。
(4) 地上設置型広告物（広告塔を除く）については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・集合化に努める。 ・建物と一体感をもたせたデザインとし、地色は低彩度とする。 ・高さについては、必要最小限のものとする。
(5) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。
(6) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

(27) 中高層住宅地区(高野台4丁目(1))

ア.位置・・・吹田市高野台4丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経過・・・令和2年9月17日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>
------------	--

	<p>(10) 隣接する交差点や通り（津雲高野線）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。</p> <p>(11) 水路法面の緑に配慮した計画とする。</p>												
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="491 824 1385 1093"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	5.0 以上 8.0 以下	3.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	5.0 以上 8.0 以下	3.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできるだけ限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												

7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(5) 隣接する法面の緑との連続性に配慮する。</p>
------	---

b.工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	---

c.開発行為

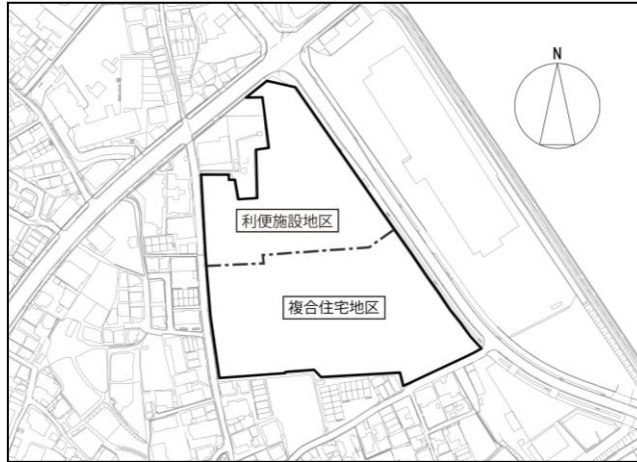
1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>
--

(28) 岸部中5丁目地区

ア.位置・・・吹田市岸部中5丁目地内
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域
	地区の区分

- ウ.面積・・・約2.3ha
 エ.経過・・・令和2年12月9日指定、告示し、同日施行
 オ.基本目標・・・1.地域の成り立ちを伝える歴史の景観をまもり、はぐくむ。
 2.緑豊かで歴史と文化の楽しめる景観をはぐくむ。
 カ.基本方針・・・1.旧集落や旧街道沿いの歴史を感じさせる景観をまもり、そだてる。
 2.活気と賑わいのある幹線道路沿いの景観をそだてる。
 キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。
 (ア) 利便施設地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものと する。 (9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。 (10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。
2. 屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。
3. 形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。

	<p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し、賑わいの中にも落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする。 (7) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。 (4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7. 植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

b.工作物

1. 広告塔	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
--------	-----------------------------

c.開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとする。ただし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) 壁面広告物は建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。</p> <p>(6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり 30 m²以内とする。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p>

(イ) 複合住宅地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。</p> <p>(10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。</p>
2. 屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>
3. 形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) アクセントカラーは各立面の 1/20 以内とする。</p> <p>(7) 質感、素材感のある素材とする。</p>

4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>
7. 植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>

b.開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

c.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。ただし、立看板、広告旗（バナー等）の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> <p>(3) 映像装置又はこれに類するもの（表示面積が2㎡以下のもので、周囲の景観に配慮するものは除く。）を使用しない。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/5以下とし、総表示面積は1建築物につき30㎡以内とする。</p> <p>(5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は10m以内とし、かつ、1基当たりの各面の面積の合計は20㎡以内とする。</p> <p>(6) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもの又は地区の名称や地区の案内図等で、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p>
--

(29) 中高層住宅地区(佐竹台5丁目(1))

ア.位置・・・吹田市佐竹台5丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約0.7ha

エ.経過・・・令和3年11月30日指定、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(7) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(8) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
------------	--

<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>															
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 696 1390 1048"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・Y (黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R (赤)・Y (黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満	YR (黄赤)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0以上 8.5以下	—														
R (赤)・Y (黄)	5.0以上 8.5以下	3.0未満														
YR (黄赤)	5.0以上 8.5以下	3.0以下														
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下														
<p>4.敷地</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>															
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p>															

6.ごみ置場・付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。
7.植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。

b.工作物

1.擁壁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c.開発行為

1.緑化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。

d.屋外広告物

<ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 周辺景観や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--

(30) 戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))

ア.位置・・・吹田市佐竹台5丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約 1.9ha

エ.経過・・・令和3年11月30日指定、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺の景観と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。 (4) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (5) 当該地区南側道路（竹の子通り）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ、十分に配慮した計画とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮した形状とする。 (2) 周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 質感、素材感のある素材とする。 (4) 光沢のない素材を使用する。

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。 (4) 質感、素材感のある素材とする。</p>
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な構造で、できる限り高さの低いものとする。高さの限度は転落防止目的等の場合を除き、1.2mまでとする。フェンス等の色は緑を活かす黒又は茶系を基本とする。 (3) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から 500mm以上控えて設置し、隣接地の緑とのつながりに配慮する。 (4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。 (5) 駐車場は平面駐車とし、舗装仕上げ等は表情のあるものを使用する。</p>
<p>5.付帯施設等</p>	<p>(1) 設備類は植栽等により公共空間（道路等）から直接見えにくいよう配慮する。 (2) 太陽光パネルを設置する場合は、建築物と一体的なデザインとし、周辺の景観に配慮する。</p>
<p>6.植栽</p>	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。 (3) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。 (4) シンボルツリーを配置する場合は、可能な限り道路から見える位置に配置するよう努める。</p>

b.工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
-------------	---

c.開発行為

<p>1.緑化</p>	<p>周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
<p>2.造成計画</p>	<p>地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。</p>

d.屋外広告物

- (1) 自家用のみとする。
- (2) 一敷地当たりの表示面積の合計は1㎡以下とする。
- (3) 上端の地盤面からの高さは3m以下とする。
- (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(31) 中高層住宅地区(津雲台6丁目(1))

ア.位置・・・吹田市津雲台6丁目地内
イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
[Black Outline]	景観形成地区 の区域

ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経 過・・・令和3年11月30日指定、告示し、同日施行。

- オ.基本目標・・・
- 1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 - 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 - 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 - 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

- カ.基本方針・・・
- 1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 - 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 - 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 - 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 (8) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (9) モノレールの車窓からの見え方に配慮した全体計画とする。
------------	--

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>															
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 696 1390 1048"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満	YR (黄赤)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—														
R (赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満														
YR (黄赤)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>															
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p> <p>(4) 機械式駐車場（立体駐車場）を設置する場合は、植栽やルーバー等により隠すなど、周辺からの見え方に配慮する。</p>															

6.ごみ置場・付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。
7.植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。

b.工作物

1.擁壁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c.開発行為

1.緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。

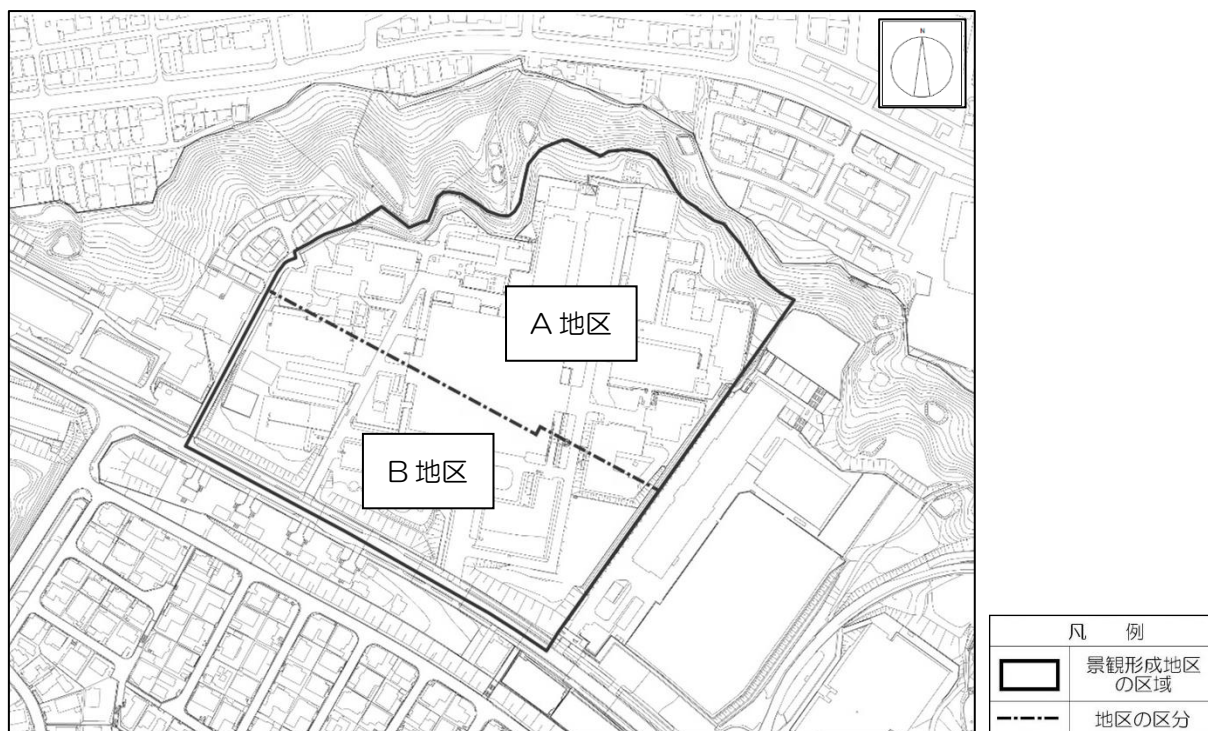
d.屋外広告物

<ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 周辺景観や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--

(32) 複合住宅地区(藤白台5丁目(1))

ア.位置・・・吹田市藤白台5丁目地内

イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約7.0ha

エ.経過・・・令和4年3月3日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア) A 地区

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(9) 敷地内に照明灯を設置する場合は、周辺の住環境に十分配慮する。また、照明灯の色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観を演出する。</p> <p>(10) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。</p> <p>(11) 千里緑地の緑と調和した計画とする。</p>												
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 1294 1366 1536"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色相	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下											
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。また、千里けやき通り（府道箕面摂津線）から千里緑地への眺望に配慮し、分棟とするなどの工夫をする。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。また手すり（ガラス、手すり子等）については、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p>												

	<p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 324 1391 965"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)(5未満)</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R(赤)(5~10)</td> <td>6.0以上 7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上 6.0未満</td> <td>5.0未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">YR(黄赤) Y(黄)(5未満)</td> <td>6.0以上 8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>5.0以上 6.0未満</td> <td>5.0未満</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)(5~10)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)(5未満)	5.0以上 7.0以下	1.0以下	R(赤)(5~10)	6.0以上 7.0以下	1.0以下	5.0以上 6.0未満	5.0未満	YR(黄赤) Y(黄)(5未満)	6.0以上 8.5以下	3.0未満	5.0以上 6.0未満	5.0未満	Y(黄)(5~10)	5.0以上 8.5以下	3.0未満	その他の色相	5.0以上 7.0以下	1.0以下
色相	明度	彩度																								
無彩色	5.0以上 8.5以下	—																								
R(赤)(5未満)	5.0以上 7.0以下	1.0以下																								
R(赤)(5~10)	6.0以上 7.0以下	1.0以下																								
	5.0以上 6.0未満	5.0未満																								
YR(黄赤) Y(黄)(5未満)	6.0以上 8.5以下	3.0未満																								
	5.0以上 6.0未満	5.0未満																								
Y(黄)(5~10)	5.0以上 8.5以下	3.0未満																								
その他の色相	5.0以上 7.0以下	1.0以下																								
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>																									
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 道路から見える駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p> <p>(4) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、植栽やルーバー等により隠すなど、公共空間(道路等)からの見え方に配慮する。</p>																									

6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(4) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) 千里緑地の緑との連続性に配慮する。</p>

b.工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 道路に面する擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
2.広告塔（サインポール）等	<p>高さが4mを超える広告塔等は、千里けやき通り（府道箕面摂津線）及び千里緑地の景観に配慮し設置しない。</p>

c.開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。</p> <p>(3) 一敷地当たりの表示面積の合計は10㎡以下とする。</p> <p>(4) 壁面広告物の上端の地盤面からの高さは10メートル以下とする。ただし、施設名称等を箱文字、切文字その他これに類するもので表示する広告物にあっては、この限りでない。</p> <p>(5) 地上設置型広告物の高さは4m以下とする。</p>
--

(イ) B 地区

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、道路境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 潤いのある空間の創出を図る。</p> <p>(5) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。</p> <p>(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(9) 敷地内に照明灯を設置する場合は、周辺の住環境に十分配慮する。また、照明灯の色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観を演出する。</p> <p>(10) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。</p> <p>(11) 千里緑地の緑と調和した計画とする。</p>												
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 建築面積が300㎡以下の場合、屋根の形態は勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮した形状とする。</p> <p>(3) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 1384 1366 1626"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 光沢のない素材を使用する。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色相	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下											
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(3) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(4) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。また手すり（ガラス、手すり子等）については、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p>												

	<p>(5) 色彩は周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(6) 建築面積が300㎡を超える場合、外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 468 1390 1108"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)(5未満)</td> <td>5.0以上7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R(赤)(5~10)</td> <td>6.0以上7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上6.0未満</td> <td>5.0未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">YR(黄赤) Y(黄)(5未満)</td> <td>6.0以上8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>5.0以上6.0未満</td> <td>5.0未満</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)(5~10)</td> <td>5.0以上8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上7.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(8) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上8.5以下	—	R(赤)(5未満)	5.0以上7.0以下	1.0以下	R(赤)(5~10)	6.0以上7.0以下	1.0以下	5.0以上6.0未満	5.0未満	YR(黄赤) Y(黄)(5未満)	6.0以上8.5以下	3.0未満	5.0以上6.0未満	5.0未満	Y(黄)(5~10)	5.0以上8.5以下	3.0未満	その他の色相	5.0以上7.0以下	1.0以下
色相	明度	彩度																								
無彩色	5.0以上8.5以下	—																								
R(赤)(5未満)	5.0以上7.0以下	1.0以下																								
R(赤)(5~10)	6.0以上7.0以下	1.0以下																								
	5.0以上6.0未満	5.0未満																								
YR(黄赤) Y(黄)(5未満)	6.0以上8.5以下	3.0未満																								
	5.0以上6.0未満	5.0未満																								
Y(黄)(5~10)	5.0以上8.5以下	3.0未満																								
その他の色相	5.0以上7.0以下	1.0以下																								
4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な構造で、できる限り高さの低いものとする。高さの限度は転落防止目的等の場合を除き、1.2m までとする。フェンス等の色は緑を活かす黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(4) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>																									
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 駐車場は平面駐車を基本とし、駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p> <p>(3) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）からの見え方に配慮し、植栽等により直接見えにくいよう工夫する。</p>																									

6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る、もしくは植栽等により公共空間（道路等）から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 太陽光パネルを設置する場合は、建築物と一体的なデザインとし、周辺の景観に配慮する。</p>
7.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。</p> <p>(4) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</p> <p>(5) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）の緑との連続性に配慮する。</p>

b.工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）からの見え方について、形態意匠の連続性に十分配慮する。</p> <p>(3) 道路に面する擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
2.広告塔（サインポール）等	<p>高さが4mを超える広告塔等は、千里けやき通り（府道箕面摂津線）及び千里緑地の景観に配慮し設置しない。</p>

c.開発行為

1.緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2.造成計画	<p>(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</p> <p>(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

d.屋外広告物

<p>(1) B地区内の事業又は営業を内容とする広告物又は掲示物件のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺景観や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとする。</p> <p>(4) 広告物の色彩は、周辺景観に配慮した色彩計画とする。</p> <p>(5) 千里けやき通り（府道箕面摂津線）上に突出して表示・設置することはできない。</p> <p>(6) 照明装置を使用する場合は、周辺の住環境に十分配慮する。</p>
--

(7) 建築面積が300㎡以下の場合、次の内容とする。

- 一敷地当たりの表示面積の合計は5㎡以下とする。
- 上端の地盤面からの高さは4m以下とする。

(8) 建築面積が600㎡を超える場合は、次の内容とする。

- 一敷地当たりの表示面積の合計は10㎡以下とする。
- 壁面広告物の上端の地盤面からの高さは10メートル以下とする。ただし、施設名称等を箱文字、切文字その他これに類するもので表示する広告物にあっては、この限りでない。
- 地上設置型広告物の高さは4m以下とする。

(9) 上記(7)、(8)以外（建築面積が300㎡を超えかつ600㎡以下）の場合は、①及び②の内容とする。ただし、住宅の用途に供する建築物は、上記(8)による。

① 壁面広告物については次の内容とする。

- 集合化に努めること。
- 一敷地当たりの表示面積の合計は、下記の表の区分とする。

建築物による区分	壁面広告物の表示面積の合計
平屋建ての建築物	15㎡以下
2階建て以上の建築物	25㎡以下

• 設置する高さは地盤面から10m以下とする。ただし、施設名称等を箱文字、切文字その他これに類するもので表示する広告物にあっては、この限りでない。

- 取付壁面からはみ出さないこと。
- 広告幕の掲出は行わないこと。

② 地上設置型広告物については次の内容とする。

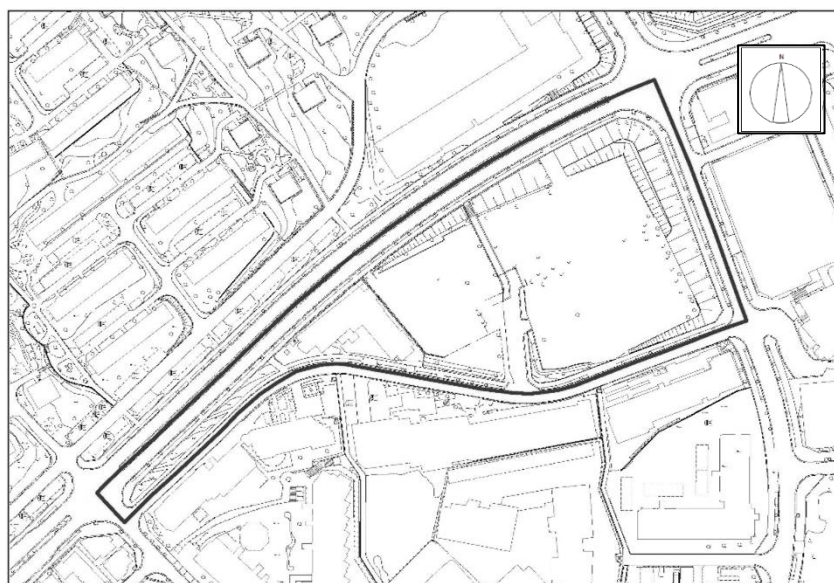
- 一敷地当たりの表示面積の合計は、管理用広告物を含めて30㎡以下とする。
- 一基当たりの表示面積は10㎡以下とする。ただしB地区の他敷地店舗等の広告物を集合化したものについては、一基当たりの表示面積を15㎡以下とする。
- 高さは4m以下とする。


(10) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

(33) 複合住宅地区(古江台3丁目(1))

ア.位 置・・・吹田市古江台3丁目地内

イ.区 域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区 の区域

ウ.面 積・・・約2.4ha

エ.経 過・・・令和5年11月30日指定、告示し、同日施行

オ.基本方針・・・1.緑豊かな環境の保全と良好な住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.落ち着いた空間を形成し、人々の交流やにぎわいが感じられる景観をはぐくむ。

カ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。
ただし、一部基準を除く。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりの感じられる計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減した配置、配棟計画とする。 (3) 緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (4) 既存の斜面緑地や景観木の保全や育成に努め、それを活かした緑化計画とすることで、風景を継承する。 (5) 敷地内のサインは、大きさや設置方法を工夫し、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 (6) 敷地内の照明灯は、温かみのある色（低い色温度）とし、配置や配光などを工夫することで、住宅地の夜間景観を演出する。 (7) 三色彩道（千里北公園古江線）及び古江路（青山古江線）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。
------------	---

2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>															
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 大壁面の圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し、壁面に変化を持たせる。</p> <p>(3) 洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁や手すり（ガラス・手すり子等）、バルコニーの隔て板等の色彩は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(5) 高さが10m以下、かつ建築面積が600㎡以下の建築物の場合、外壁のアクセントカラー以外の色彩は、別表2のとおりとする。ただし、外壁に木材を使用する部分は、明度の下限値はこの限りでない。</p> <p>(6) 上記(5)以外の建築物の場合、外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="549 954 1386 1305"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R（赤）・Y（黄）</td> <td>5.0以上8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>YR（黄赤）</td> <td>5.0以上8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 高台に立地する特性を考慮し、中高層部の外壁の色彩は、高めの明度とするなど、空に馴染みやすい色彩計画とする。</p> <p>(8) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(9) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上8.5以下	—	R（赤）・Y（黄）	5.0以上8.5以下	3.0未満	YR（黄赤）	5.0以上8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度														
無彩色	5.0以上8.5以下	—														
R（赤）・Y（黄）	5.0以上8.5以下	3.0未満														
YR（黄赤）	5.0以上8.5以下	3.0以下														
その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下														
4.敷地	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、やむを得ず擁壁等を設ける場合は、擁壁等の前面に植栽空間を設けるなど、圧迫感の低減を図る。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ周辺の緑と連続性をもたせ、花や緑により四季を演出するなど、緑豊かな景観の形成を図る。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 隣地境界にフェンス又は塀等を設ける場合、道路境界から控えて設置する。</p>															

5. 駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。 (3) 道路から見える駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。 (4) 機械式駐車場（立体駐車場）を設置する場合は、植栽やルーバー等により隠すなど、周辺からの見え方に配慮する。
6. ごみ置場・付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る、もしくは植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、植栽やルーバー等により隠すなど、周辺からの見え方に配慮する。 (3) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。
7. 植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど、修景に活かすよう配慮する。特に景観木が残せない場合は、植え替えるなどし、風景を継承する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地の緑とのつながりに配慮する。

b. 工作物

1. 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げや高さ、形状に対する工夫を行う。 (2) 道路に面する擁壁は、植栽空間の確保や表情のある仕上げ等の工夫により圧迫感を低減し、デザインの要素として扱う。 (3) 三色彩道（千里北公園古江線）及び古江路（青山古江線）からの見え方について、形態意匠の連続性に十分配慮する。
2. 広告塔等	<p>高さが4mを超える広告塔等は、三色彩道（千里北公園古江線）及び古江路（青山古江線）の景観に配慮し設置しない。ただし、期間を定め設置するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p>

c. 開発行為

1. 緑化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	<p>既存の斜面緑地の保全や継承に努め、地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。</p>

d.屋外広告物

- (1) 地区内の事業又は営業を内容とする広告物又は掲出物件のみとする。
- (2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。
- (3) 壁面広告物の上端の地盤面からの高さは10m以下とする。ただし、施設名称等を箱文字、切文字その他これに類するもので表示する広告物にあっては、この限りでない。
- (4) 地上設置型広告物の高さは4m以下とする。
- (5) 周辺景観や建築物、敷地内の植栽と調和したデザインとし、原則として地色は低彩度のものを使用する。
- (6) 照明装置を使用する場合は、周辺の住環境に十分配慮する。
- (7) 住宅の用途のみに供する敷地の場合は、下記のとおりとする。
 - ・一敷地当たりの表示面積の合計は10㎡以下とする。
- (8) 上記(7)以外の敷地の場合は、下記のとおりとする。
 - ① 壁面広告物については次の内容とする。
 - ・箱文字や切文字表示とするなど、建築物及び他の広告物と一体感・統一感を持たせたデザイン、素材とする。
 - ② 地上設置型広告物については次の内容とする。
 - ・集合化に努め、建築物と一体感を持たせたデザインとする。
 - ・一基当たりの表示面積は10㎡以下とする。
 - ・一敷地当たりに設置できるのは2基（表示面積が2㎡以下のもので、周囲の景観に配慮するものは除く。）とする。
- (9) ただし、期間を定め表示するもの又は地区の名称や地区の案内図等で、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

2. 景観配慮地区

今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定めます。